

○防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱

防衛施設庁訓令第126号

防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号）を実施するため、防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱

改正 平成23年6月29日 防衛省訓令第27号
改正 平成31年4月26日 防衛省訓令第23号
改正 令和2年12月28日 防衛省訓令第67号
改正 令和5年 3月31日 防衛省訓令第22号
改正 令和5年 4月19日 防衛省訓令第44号

（通則）

第1条 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が使用する飛行場又は対地射撃場でターボジェット発動機を有する航空機の離陸、着陸等が頻繁に実施されるものの周辺地域のうち別に定める区域内において、放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項の規定により日本放送協会と放送の受信についての契約（以下「放送受信契約」という。）を締結した者（以下「対象者」という。）が行うテレビジョン放送を受信する事業（以下「事業」という。）に対する補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（補助金の交付）

第2条 地方防衛局長及び東海防衛支局長は、事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において対象者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の対象とする経費）

第3条 前条に規定する経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- （1）放送受信料 放送法第64条第2項に規定する受信料のうち、地上系によるテレビジョン放送に係るもの
- （2）地方事務費 事業の実施に附帯して必要な事務費

（補助の額）

第4条 補助の額は、放送受信料及び地方事務費ごとに、それぞれ別に定める額とする。

（補助金等交付申請書の様式等）

第5条 交付規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書（第7条において「交付申請書」という。）の様式は、別記第1号様式とし、同項に規定する添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- （1）別記第2号様式による事業の内容及び経費配分書
- （2）放送受信契約書の写しその他の放送受信契約の内容を証明する書類（第7条において「契約書等」という。）

2 交付規則第3条第1項に規定する補助金等の交付の申請の期限となる時期は、事業の完了の日の属する国の会計年度の末日とする。

（補助事業等実績報告書の様式等）

第6条 交付規則第7条に規定する補助事業等実績報告書（次条において「実績報告書」

という。)の様式は、別記第3号様式とし、交付規則第7条に規定する添付書類は、交付を受けようとする補助金に係る事業の実施期間における放送受信料の支払に係る領収証その他のその支払を証明する書類(次条において「事業期間領収証等」という。)とする。

(事業が完了している場合の様式等)

第7条 第5条第1項及び前条の規定にかかわらず、交付を受けようとする補助金に係る事業が完了している場合における交付申請書及び実績報告書の様式は、別記第4号様式とし、この場合における交付規則第3条第1項及び交付規則第7条に規定する添付書類は、別記第2号様式による事業の内容及び経費配分書、契約書等及び事業期間領収証等とする。

(防衛大臣による補助金の交付)

第8条 対象者が事業に係る補助金の交付を受けるために必要な事務を日本放送協会に委任している場合における当該補助金の交付については、防衛大臣がこれを行うものとし、この場合における当該補助金の交付に関しては、第2条の規定による補助金の交付の例による。

(委任規定)

第9条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則 (平成19年8月25日防衛省訓令第126号)

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月29日防衛省訓令第27号)

1 この訓令は、放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)の施行の日(平成23年6月30日)から施行する。

附 則 (平成31年4月26日省訓第23号)

1 この訓令は、平成31年5月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則 (令和2年12月28日防衛省訓令第67号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)・(2) (略)

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和5年3月31日防衛省訓令第22号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の様式により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則 (令和5年4月19日防衛省訓令第44号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の様式により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

別記第1号様式（第5条関係）

補助金等交付申請書

令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

申請者 住 所
氏 名

令和 年度防衛施設周辺放送受信事業について、補助金の交付を受けたいので、防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱により下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的：
- 2 補助金等交付申請額： 円
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり

添付書類：1 事業の内容及び経費配分書
2 放送受信契約書の写しその他の放送受信契約の内容を証明する書類

別記第2号様式（第5条関係）

事業の内容及び経費配分書

飛行場等の名称：

事業の名称：防衛施設周辺放送受信事業

経費の配分		国庫補助金	備考
経費の区分	事業費		
	円	円	

別記第3号様式（第6条関係）

補助事業等実績報告書
（防衛施設周辺放送受信事業）

令和 年 月 日

防衛局長 殿
東海防衛支局長

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった令和 年度
防衛施設周辺放送受信事業を実施したので、下記のとおり報告する。

記

1 補助金の交付決定額及び精算額

補助金交付決定額： 円
精 算 額： 円
差 引 残 額： 円

2 事業の内容及び成果

飛行場等の名称：

経費の区分	交付決定 金額(A)	実 績 金額(B)	差引増△減額 (A)－(B) 比 較	備 考
	円	円	円	

添付書類：事業の実施期間における放送受信料の支払に係る領収証その他のその支
払を証明する書類

別記第4号様式（第7条関係）

補助金等交付申請書（実績報告書）

令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

申請者 住 所
氏 名

令和 年度防衛施設周辺放送受信事業について、防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱により下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的：
- 2 補助金等交付申請額： 円
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業の完了した日：令和 年 月 日

添付書類：1 事業の内容及び経費配分書
2 放送受信契約書の写しその他の放送受信契約の内容を証明する書類
3 事業の実施期間における放送受信料の支払に係る領収証その他のその支払を証明する書類